

テレホンサービス・ファクシミリサービス利用規定

1. (テレホンサービス・ファクシミリサービス)

- (1) テレホンサービス・ファクシミリサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有・管理する端末機（以下「端末機」といいます。）による依頼にもとづき、本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義の預金口座（以下「利用口座」といいます。）における所定の照会および通知取引を行う場合に利用できます。
- (2) 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込にもとづき、当金庫が当該申込を適当と判断した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

2. (照会)

- (1) 照会を利用できる端末機は次のとおりとします。
 - ① プッシュホン式電話（以下「プッシュホン」といいます。）
 - ② ファクシミリ
 - ③ スーパーパソコン端末
 - ④ VALUX端末
- (2) 本サービスにより照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
- (3) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号および利用口座の支店番号、科目コードおよび口座番号（以下「口座番号等」といいます。）が、届出の暗証番号および利用口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対する情報を依頼人の端末機に返信します。
- (4) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

3. (通知)

- (1) 通知に利用できる端末機は次のとおりとします。
 - ① プッシュホン
 - ② ファクシミリ
- (2) 本サービスにより通知を受信する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
- (3) 前項の操作により受信者が入力した確認コードが正当な確認コードであった場合、または受信者が入力した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は受信者を依頼人とみなし、利用口座の明細情報を依頼人の端末機に送信します。
- (4) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

4. (契約期間)

本サービスの当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに依頼人または当金庫から解約の申出をしない限り、本サービスは契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。

5. (手数料)

- (1) 本サービスの基本手数料は、当金庫所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、利用口座から払戻しのうえ基本手数料に充当します。利用口座からの払戻しは、当座勘定規定

または総合口座取引規定あるいは普通預金規定等にかかわらず、当座小切手または普通預金通帳（総合口座通帳を含みます。）等および同払戻請求書によらず、当金庫所定の方法により取扱いいたします。

なお、当初契約期間の基本手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2) 基本手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の基本手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの基本手数料を月割計算により返戻します。

6. (取引内容の確認)

依頼人と当金庫との間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。

7. (暗証番号等の管理)

(1) 端末機、暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理してください。

(2) 端末機は常に依頼人本人の占有・管理下に置かれるものとし、他人への貸与等を行わないでください。

(3) 端末機、暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。

(4) 端末機、暗証番号につき、盗取もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。

8. (免責事項)

(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・インターネットの不通により、取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(3) 電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、相応の安全措置を講じている限り、そのために生じた損害については、責任を負いません。

(4) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由により、取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (届出事項の変更等)

(1) 暗証番号、利用口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面により取引店に直ちに届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (解 約)

(1) 本サービスは、当事者一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によることとします。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、依頼人に通知することなく、当金庫はいつでも本サービスを解約することができることとします。

① 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき

② 依頼人が本サービスで発生した手数料を支払わなかったとき

③ 住所変更等の届出を怠る等、依頼人の責めに帰すべき事由によって、当金庫で依頼人の所在が不明になったとき

④ 本サービスにおける利用口座が解約されたとき

⑤ 依頼人について相続の開始があったとき

- ⑥ 支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続開始の申立てがあったとき
- ⑦ 依頼人がこの規定に違反したとき

11. (届出印)

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめ届出の印章を使用してください。
- (2) 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、責任を負いません。

12. (譲渡、転貸等の禁止)

本サービスにもとづく依頼人の権利は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

13. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定、カードローン契約規定、ローンカード規定、キャッシュカード規定および振込規定等によります。

14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上